

業務委託閲覧設計書

設
計

和田

業務委託番号	教総委託 第1号
業務委託名	小学校空調及び照明設備整備設計業務委託
業務委託対象箇所	いちき串木野市 日出町ほか 地内
期 間	令和8年10月30日まで (日間)
契約担当者	いちき串木野市長 中屋 謙治
指示事項	
入札執行	令和 年 月 日 午前・午後 時から

設
計

和田

令和 8 年度

委託番号 教総委託 第1号

委託名 小学校空調及び照明設備整備設計業務委託

設計額 _____ 円也

委託概要 小学校 7 校
小学校特別教室等空調整備及び校舎等照明LED化 に係る設計業務

改修設計業務委託料計算書

(改修設計業務を委託する場合)

委託名 小学校空調及び照明設備整備設計業務委託

対象床面積 m²

設計業務委託料

概算工事費

一金 円

一金 216,000 千円

K(設計委託料)	=	Y <u> </u>	+	J <u> </u>	=	<u> </u>
J(消費税相当額)	=	Y <u> </u>	×	10%	=	<u> </u>
Y(設計価格)	=	(A <u> </u>	+	B <u> </u>	+	C <u> </u>
		+D <u> </u>				
		20,000				
	=	<u> </u>				

A 直接人件費 = (別紙)
=

B 諸経費 = (別紙)
=

C 技術料等経費 = (別紙)
=

D 特別経費 = (別紙)
= 20,000

- ① 一般業務に係る総業務人・時間数(別表2-1, 別表2-2)
- ② 一般業務に係る対象外業務率(別表4-1, 別表4-2)
- ③ 追加業務に係る業務人・時間数(実情に応じて算定)
- ④ 直接人件費単価(別表1 R8.3.1改定 技師(C))
- ⑤ 技術料等経費率(0.15以下)

設計業務委託計算書

$$A \text{ 直接人件費} = \text{①} \times \text{②} \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

$$B \text{ 諸経費} = A \times 1.1$$

$$C1 \text{ 技術料等経費} = (A + B) \times 0.15$$

$$D \text{ 特別経費} = 20,000$$

$$Y1 \text{ 設計価格} = (A + B + C1) + D + 20,000$$

$$J1 \text{ 消費税} = Y1 \times 0.10$$

$$K1 \text{ 設計委託料} = Y1 + J1$$

$$J \text{ 消費税} = K1 \times \frac{10}{110}$$

$$Y \text{ 設計価格} = K1 - J$$

$$C \text{ 技術料等経費} = Y - (A + B) - D + 20,000$$

1 委託概要

ア 委託名 教総委託 第1号
小学校空調及び照明設備整備設計業務委託

イ 工事場所 いちき串木野市 日出町ほか 地内

ウ 工事費 216,000 千円

エ 業務委託の概要

(ア) 対象施設 市内小学校 7校

(イ) 委託内容

空調設備改修

- ・市内小学校 7校の特別教室の空調設備設置

照明設備改修

- ・照明LED化改修設計

串木野小学校 約646台

照島小学校 約369台

羽島小学校 約225台

旭小学校 約163台

生福小学校 約108台

市来小学校 約381台

川上小学校 約208台

その他

- ・閉校中学校の既設機器の移設検討
- ・受電設備の改造、更新検討
- ・上記に伴う電力会社への事前確認
- ・ランニングコストの計算
- ・負荷、照度等の計算
- ・各工事改修対象箇所については既存図を参考に現地調査、協議のうえ決定する

※その他詳細設計については、担当職員とよく協議すること。

オ 委託期間 令和8年（契約日） ～ 令和8年10月30日

串木野小学校を除く6小学校の空調設計業務については、設計成果提出日を7月10日とする。

（移転空調機器については、年度内に施工予定のため）

5 製図方法

- (1) 用紙 図面の大きさは、A1版型またはA2版型を標準とし、原図の紙質は洋紙とする。
- (2) 寸法 メートル法

6 設計は、建築基準法その他関係の法規及び敷地実測図、地質報告書、国土交通省建築工事共通仕様書、電気工設備事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書に適合するものであること。

設計の内容は、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の「建築物移動等円滑化基準」及び鹿児島県福祉のまちづくり条例「目標となる基準・整備基準」に適合するように検討すること。

7 設計の実施に当たっては、係員の指示に従うこと。

8 設計の完了後に次の設計図書を提出すること。

また、閲覧用図面も下記部数提出すること。

2つ折(製本)	図面1式	2部	原寸(A4ファイル折)(工事毎)	1部
A3縮小図(製本)	図面1式	2部		
閲覧用	図面(工事毎)	PDF、JW		
	金抜き内訳書	RIBC		

9 原図は、図面ファイルに工事名・設計事務所名を表示して発注者に提出すること。CADデータも提出のこと。

設計委託業務特記事項

1. 本業務委託は、建築設計業務委託契約書により行うものとする。
2. 建築設計業務の責任者は1級建築士とし、業務を担当する者は2級建築士又は実務経験3年以上の者とし、それぞれ経歴書を提出して係員の承諾を得ること。
また、設備設計業務の責任者は実務経験3年以上のものとする。
なお、市担当課との打合せ等の窓口は、責任者が直接行うこと。
3. 工事施工中、工事完成後に変更が生じた場合の図面修正業務は本委託業務に含まれるものとする。
4. 設計を一部外注するときは、原則として市(あるいは県)の建設コンサルタント入札参加の有資格者より選定すること。
なお、やむを得ない場合は係員と打合せの上、有資格者以外の選定については文書で承諾を得ること。
5. 設計に関するすべての事項は、秘密を厳守し、他に漏らし、また、係員の承諾なく他に利用しないこと。
6. 委託契約締結後、速やかに設計工程表及び設計体制表を提出し、係員の承諾を受けること。
7. 建設工事費については、徹底したコスト管理に努めること。
8. 業務の内容
・詳細の業務内容は担当職員と協議し設計業務を行うこと。

※本業務委託に採用した業務人時間数は、次のとおりである。

・業務人・時間数＝ 590 人・時間数

- (注) ・業務人・時間数とは、「一般業務に係る標準業務量」、「複雑度」、「データ提供等による影響度」及び「追加業務に係る業務人・時間数」により調整したものであり、特別経費は含んでいない。
・特別経費として計上している項目は、以下のとおりである。
1.RIBC2使用料 2カ月